

令和 2 年度第 3 回大和市都市計画審議会 会議要旨

- 1 日 時 令和 3 年 3 月 3 0 日（火曜日） 1 0 時 0 0 分～ 1 2 時 0 0 分
- 2 場 所 大和市役所 本庁舎 5 階 全員協議会室
- 3 出 席 者 委員 1 5 名
（中林会長、野澤委員、小菅委員、古橋委員、松本委員、石田委員、井上委員、金原委員、山本委員、大場委員、小林委員、坂本委員、高橋委員、笠間委員については厚木土木事務所東部センターから萩原氏が代理出席、加藤委員については大和警察署から岡田氏が代理出席）
事務局 1 1 名
・街づくり計画部長
・街づくり計画課 3 名
・関連課（街づくり総務課、農政課） 7 名
- 4 傍聴人数 0 名
- 5 議 題 （ 1 ） 大和市都市計画マスタープランの改定について（諮問）
（ 2 ） 特定生産緑地の指定について（意見聴取）
- 6 議事要旨 ・ 会議資料に基づき、事務局から説明を行った。
・ 質疑応答及び意見交換を行った。
- 7 会議資料 （ 1 ） 大和市都市計画マスタープランの改定について（諮問）
… 【資料 1 - 1 ～ 1 - 2】
（ 2 ） 特定生産緑地の指定について（意見聴取）
… 【資料 2 - 1 ～ 2 - 3】

< 議題 >

- (1) 大和市都市計画マスタープランの改定について（諮問）
- (2) 特定生産緑地の指定について（意見聴取）

< 審議経過など >

～議題（1）について、事務局の説明～

（会長）

ただいまの説明について、ご質問ご意見をお願いします。

（委員）

1点意見したい。資料1-2の第3章「実現に向けて」の中で、「共創によるまちづくり」や「まちづくりに参加する責務」という表現がある。この実現には、「共創」や「協働」という用語及び都市計画マスタープランの内容について、市民の理解が必要になる。しかし現状では、市民として何をすれば良いのか分からないという方が大多数ではないだろうか。今後も市民の理解を深めるために、市としての努力を継続していただきたい。自治会が市民と市とのパイプになるかと思うが、正しく機能しているかは自治会によって異なっている。市民と市との対話の仕組みづくりについても、都市計画マスタープランのPRにおいて重視していただきたいという意見である。

（委員）

市民の立場から、要望を1点述べたい。資料1-1の「市民意見公募手続」について、5名という意見者数は大和市の人口に対して少ないように感じる。委員のご意見のとおり、市民へのアピールが重要になる。今回の改定により、良い計画ができたのであれば、それを市民にどのように伝えるのか、市としての発信力を重視し、検討していただきたい。

（事務局）

ご意見・ご要望を踏まえ、今回の新しい都市計画マスタープランを、市民の方に広く認めていただけるよう目指したい。これまで、街づくり条例や街づくり学校等も行っているところであるが、シリウスで開催している健康都市大学等の活用も検討したい。

（委員）

委員と同じく、市民意見公募手続及び意見交換会の参加者が少ない点を残念に感じている。市民意見公募手続の周知については、どのような方法と内容だったのか伺いたい。

（事務局）

周知方法は、広報やまと及び市のホームページへの掲載である。内容は、都市計画マスタープランの改定案をPDF形式で掲載させていただいた。

（委員）

広報やまと及び市のホームページについて、見る人が限られることが課題だと感じる。ホームページのアクセス数は把握していると思うが、Twitter等の広報媒体の活用を検討していただきたい。また、内容については改定案を提示するだけでは理解が得られず、市民から意見が出しづらいのではないかと。地域でカテゴリを分ける等、市民が意見を出しやすいようにハードルを下げる工夫をお願いしたい。そして、目標の参加者数を設定し、取り組んでいただきたい。以上、要望として述べさせていただいた。

(委員)

1点要望したい。「大和市健康都市プログラム」では、5つのリーディングプロジェクトについて、それぞれの事業が関連するSDGs（持続可能な開発目標）のアイコンを表示している。都市計画もSDGsの11番目に挙げられているため、都市計画マスタープランについても、SDGsと結びつく項目があれば、冊子にその関連性を是非表記していただきたい。

(事務局)

SDGsとの関連性を記載することは難しい。しかし、今回の改定の方向性は「持続可能で総合的な都市づくり」であり、SDGsと方向性を異なるものではない。都市計画マスタープランの実現を目指すことで、SDGsの達成にも関連するというご理解いただきたい。

(委員)

方向性を同じとするというごことで、承知した。記載については、次回改定時に是非検討していただきたい。

(会長)

SDGsは2030年をゴールにした目標である。資料1-2の8ページに記載されているように、今回の都市計画マスタープランは更に先の2040年を目標としている。そのため、SDGsを踏まえて、その先にどのような都市を目指すのかという位置づけである。関連性の記載はないが、事務局からの説明のように、今後運営していただくようお願いしたい。

(委員)

限られた時間の中での改定作業に、敬意を表したい。また、資料1-2の146ページから記載されている用語解説について要望したい。やや難しい言葉について、市民の理解が進むようにと解説を記載していただいているが、「共創」については用語の定義がない。先程、委員から「共創」についてのご意見があったが、同感である。「共創」の定義を正しく捉えている市民は、少ないと思われる。「共創」は幅のある言葉であり、「協働」の発展系と捉えている人や異なる概念と考えている人もいる。大和市として、どのような定義で「共創」を使用しているのか、今後フォローしていただきたい。

そして、もう1点として、用語の解説が若干弱いと感じる。一例として、立地適正化計画の「市町村マスタープランの高度化版」という表現には違和感がある。似ている点もあるが、立法根拠や制度が出来上がった背景が異なり、別物である。市民向けの解説であり、分かりやすく表現されていることかと思うが、是非、再検討していただきたい

(事務局)

「共創」について、委員のご意見のとおり、幅の広い言葉である。以前までは「協働」という言葉を使っており、街づくり条例も「協働」で行っている。ただし、「協働」では各主体に責務を持たせすぎており、まとまらなかったと考えている。そこで、やはり行政側がある程度主体的になり、市民組織や民間事業者等の方々と対話を重ねながら事業を進めていくべきではないか、という意図で「共創」という言葉を使わせていただいている。ただし、行政が主体と言いつつも、全てを行政が行うわけではないということで、「まちづくりに参加する責務」という表現を使わせていただいた。用語の解説については、省いた記載になってしまっているため、再度検討し、訂正したもので公開させていただきたい。

(委員)

是非お願いしたい。また、事務局からの答弁として、これまでは行政と行政以外の主体が連携・協力し、社会課題を解決していく「協働」を行ってきたというお話であった。それに対し、「共創」と表現するのであれば、行政が関わらなくて

も大丈夫でなくてははいけない。先程の事務局のお話とは異なり、「共創」とは行政が一步引いても、様々な社会課題に対して、多様な主体が取り組み、社会課題を解決することである。行政は関与を強めてはいけないので、その点に注意していただきたい。

(会長)

各用語については、自治体によって概念が異なり、説明の難しい言葉である。「協働」はコラボレーションの性質が強く、目標を同じくして立場の異なる主体同士が一緒に取り組むという趣旨であった。それに対し、「共創」はアウトプットではなくアウトカムを目指すことである。民間と公共とが、ゴールを共有することを前提に、それぞれが関わらなくても、それぞれの立場で出来ることを行うという趣旨である。例えば、庭先をどうするかということの一つひとつがまちづくりに関係する。それを市民の皆さんに理解していただくことが、多様な主体に取り組んでいただくことに繋がる。

また、委員からご指摘のあった立地適正化計画の用語解説における「市町村マスタープラン」とは、今回改定する「健康都市やまと都市計画マスタープラン」のことなのか、それとも「健康都市やまと総合計画」のことなのか分かりづらい。これまでの審議会において、都市計画マスタープラン改定の検討をしてきたが、その高度化版が既にあると聞くと違和感がある。「市町村マスタープラン」は法律にはない用語のため、指し示すものを明確にして整理していただきたい。まちづくりの一つの方向として、施設の配置に特化し、土地利用の立地適正化を進める計画が立地適正化計画である。ここには駅整備等のインフラについての記載はなく、都市計画の全てを示すものではない。それぞれの言葉の関係性を再検討し、示していただきたい。

(委員)

2点申し上げたい。146ページ以降の用語解説について、冊子のどこで使われている言葉なのか、ページの番号を記載していただきたい。また、142ページに「オープンデータ化を推進」と記載していただいたことについて感謝したい。この都市計画マスタープランの情報が広がり、都市計画マスタープラン自体を多くの市民が目にするのが大切である。そのうえで今回の都市計画マスタープランのドキュメントとして、どのライセンスを使用することになったのか、末尾のページに載せていただきたい。まだ決定していないのであれば、提案としては「政府標準利用規約の(第2.0版)」のクリエイティブ・コモンズ・ライセンスのバージョン4.0のロゴを最後に掲載していただくことで、オープンデータであると示すことができる。是非検討していただきたい。

(会長)

オープンデータの取り組みについて、大和市として全庁的にどのように進めているのかが不明だが、情報管理の方向性について庁内で検討し、今後の推進に努めていただきたい。

(委員)

委員からのご意見を受けて、都市計画マスタープランのライセンスについて、市の考えが聞きたい。

(事務局)

ライセンスについては、今後の課題とさせていただきたい。オープンデータ化は今後進めていかなければならない課題として捉えている。庁内での調整を努力していく。

(会長)

今後のためにも整備を進めるべきである。今回の都市計画マスタープランは、5月頃に公開予定ということであり、年度の切り替わりもあるが、是非検討して

いただきたい。

冒頭、市民意見公募手続や意見交換会の参加者が少ないというご意見があったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、参加者が少なくなったようにも感じる。都市計画マスタープランの策定当時には、各地域でワークショップを行う等して、地域毎の意見を吸い上げていた。策定当時に比べると、改定の際には丁寧に住民の方々と相談して作るというところから外れてきている自治体が多い。市民意見公募で意見をくださいと呼びかけるだけでは、共創にはならない。10年後の計画見直しの際には、ワークショップのような各地域の意見を聞くイベント等も検討していただきたい。それが共創のスタートになる。

周知方法については、広報やまとは全戸配布であり、強力なツールである。一方、ホームページはいつでも見ることができるが、そこにどう誘導するかが重要になる。このコロナ禍の状況において、やむを得ない点もあるが、まちづくりとは市民が行政にお願いするものではない。まちづくりを自分事と捉えていただいて、自らがまちづくりをするという自覚が大切になる。市民の皆さんがまちづくりの主体であると打ち出していくべきである。そのための都市計画マスタープランでもある。

それでは、ただいまの大和市都市計画マスタープランの改定について、用語解説等の手直しを要するが、諮問案通り答申してよいという方の挙手をお願いする。

(委員全員挙手)

(会長)

出席委員全員が賛成なので、本案件については、諮問案のとおり答申させていただきます。なお、答申の方法については会長に一任とさせていただきます。

それでは議題2に進みたい。

～議題(2)について事務局の説明～

(会長)

ただいまの説明について、ご質問ご意見をお願いする。

(委員)

資料2-2について1点確認したい。一覧表では、都市計画決定されている生産緑地地区の面積と、新たに特定生産緑地に指定する面積をそれぞれ記載していただいている。このうち、生産緑地地区の面積よりも特定生産緑地の指定面積の方が多き場所がある。これは何故か。

(事務局)

ご指摘のとおり箇所が複数ある。生産緑地地区は平成4年に告示したものがほとんどである。告示の際には、当時の登記地積を合計し、一の位を四捨五入したものを告示面積としている。その後、分筆が行われた土地や登記地積の測り直しをした事例が複数あるが、都市計画としての面積は当時の告示面積のまま残っている。今回の特定生産緑地の指定案については、事務を進める中で把握した最新の登記地積を合計し、改めて指定面積を算出している。そのため、数字の齟齬が生じている箇所がある。齟齬を把握した生産緑地地区の面積については、都市計画の変更を今後予定している。

(委員)

承知した。その旨を備考欄に記載していただきたい。

(会長)

登記地積について、地積調査により測量が行うことができればよいが、実態は難しいため、今回のような誤差が生じる。再測量を行った場合、面積が大きくなるケースが多い。山林等では実際の半分の面積で登記されていることもあるよう

である。国としては、地籍調査を是非やりたいという考えである。地積調査が最も遅れているのは山林であり、その次が市街地である。農地については、戦後に農地改革とそれに伴う農地整備を行ってきた経緯がある。中でも水田地は、地積が明確になっている傾向にあると言われている。大和市の場合は水田が少なく畑地が多いので、このような現象が起きてしまうと考えられる。地積調査により登記地積が増えることで、固定資産税も増えるが、所有者の立ち会い、境界確定及び実測を要する等、実態としてはなかなか進まない。国の補助金等もあるので、今後地積調査を進めていただければ、今回のような面積の齟齬も減少していくと考えられる。備考欄への記載については、委員からのご要望として、事務局に検討していただきたい。

面積については、曖昧な点もある。資料2-3の指定図を見ると、箇所番号1は全部指定だが、箇所番号2及び4は一部指定だと分かる。一部指定の場合、特定生産緑地に指定された範囲は農地課税であり、指定されない範囲は徐々に宅地並み課税に変わる。面積を確定しないと納税が難しくなるが、その処理はどのように行われるのか。

(事務局)

一部指定の範囲については、会長に仰っていただいたとおり、赤い斜線で指定図に示している。この境については、登記上の筆で区切られており、登記上の筆毎に特定生産緑地に指定するという考えである。一部指定となる要因については、一箇所の生産緑地地区であっても、含まれている筆毎に所有者や告示年月日が異なる場合があるためである。特定生産緑地に指定する考えがない方や指定の判断が未定の方がいるため、各所有者の意向により、一部指定の案となっている箇所が複数存在する。

(会長)

図面番号2の指定図では、箇所番号311の中央部が特定生産緑地に指定され、左右が指定されない図となっており、3分割となる。指定図では形状を確認できるが、現地ではどこが特定生産緑地に指定されているか確認できるのか。生産緑地地区については現地で表示をしているが、特定生産緑地についてどのように対応するように国から指示がでているのか。

(事務局)

特定生産緑地については、現地での表示の規定が法律上定められていない。市として、特定生産緑地に指定するにあたっての管理を行う必要があるため、台帳を作るようにという指示が出ている。

(会長)

現在、生産緑地地区に表示されている表示板についても、自治体によってデザインが異なるため、国からの基準はないのかと思う。一般市民に対して、「ここは生産緑地である」、「営農していく場所である」と示していくことも、まちづくりとしては重要だと考えられる。農地として残すだけでなく、都市緑地として残していく意味があるということが、生産緑地法改正の背景であり、特定生産緑地が大和市の緑地の一つであることを、市民に知ってもらうことも重要である。境界については、分筆が前提ということだが、筆の境は現況では分からない。ただし、現地での表示については、費用も発生する。今後の対応を、事務局に検討していただきたい。

(委員)

1点意見を申し上げたい。ただいまの議題である「特定生産緑地の指定について(意見聴取)」が、審議会の議題になっている根拠は、生産緑地法10条の2第3項に、「都市計画審議会の意見を聴かなければならない。」と記載されていることである。記載内容としては、意見を聴かなければならないということのみだが、意見を求められる身としては、意見とはどのようなものを意味するのか疑問に感

じる。また、生産緑地法第10条の2第1項に、「その保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものを、特定生産緑地として指定することができる。」と記載されている。つまり、良好な都市環境に必要なものであれば、特定生産緑地に指定できるという位置づけである。しかし、今回の資料の中には、指定案の対象地が「良好な都市環境の形成に有効である」という表現がされていない。資料2-1の2ページには、「所有者立ち会いの下、営農状況等の現地調査を実施。」と記載されている。前提として、生産緑地地区であるから、営農状況の確認は必要である。その上で、特定生産緑地に指定するのであれば、「良好な都市環境に必要な不可欠である」という表記も必要ではないか。市民への周知も含めて、環境への影響についての言及を検討していただきたい。

(委員)

生産緑地に関連して、1点意見を申し上げたい。前回までの審議会でも、生産緑地が減少傾向にあると聞いている。私個人も市民として、緑地減少を危惧しており、減少に歯止めをかける必要性を感じている。緑地減少の要因については、税金対策や後継者問題が主な理由だと聞いている。その背景には、農業がビジネスとして儲かりにくくなっていることがあるのではないかと感じる。緑地減少に歯止めをかけるには、儲かる仕組みづくりこそが重要だと感じる。その手法として、地産地消のサイクルを回していくことが有効ではないか。そのためにも農業協同組合との連携が欠かせないが、農業協同組合と市との連携はどうなっているのか伺いたい。例えば、高座渋谷には「JAさがみ グリーンセンター渋谷」がある。同じような施設を、人口急増地域である市の北部にも造れないだろうか。農産物をアウトプットできる場所が増えれば、農家のモチベーションも上がり、農地の減少に歯止めがかかるのではないだろうか。ただいま申し上げたような側面の支援についても、行政として検討していただきたい。議題1でお話のあった「健康都市やまと都市計画マスタープラン」の59ページでも、「心地良く暮らせる都市づくり」としての記載があるが、これを実現する方法の一つにもなると考えている。是非検討していただきたい。

(会長)

これまでも農業委員会を通して、農業協同組合と連携されてきたことと思う。地産地消という言葉は、20年以上長く使われている言葉でもある。地域の食材を地域でいただくという趣旨だが、農地関係の法律も緩和されたことで、その手法の幅は広がってきている。例えば、市民が5㎡程の農地を農園として活用し、自分が作った農作物を自分で食べる。これも地産地消であり、農地の利活用の一つの手法である。今後の在り方も含めて、農業協同組合との連携を継続し、様々な取り組みを検討していただきたい。

(事務局)

大和市の都市農業については、「大和市都市農業振興基本計画」を平成31年3月に策定し、これに基づいて農業振興・農地保全を行っている。この中で、「地産地消の推進」についても記載している。実態として、「JAさがみ グリーンセンター渋谷」を含めて6箇所の直売所を農業協同組合が市内で運営しており、市はその支援を行っている。また、青空市として、引地台公園の朝霧市、ポラリス横のスポーツ広場での夕やけ市、シリウス前でおさんぽマートをそれぞれ開催している。市内の方に直売で農作物を提供しており、消費者に近いため、新鮮な野菜が食べられると市民からは好評であり、今後も支援を継続していく考えである。

(委員)

近隣市には、藤沢市のわいわい市や厚木市の夢未市等の大きなマーケットがあり、これは農業協同組合の直営である。中央林間等の市内北部の人口急増地域に、同じような大きなマーケットを造ることは、魅力的なまちづくりになると感じ、敢えて申し上げた。

(会長)

農家が個人で開設している無人直売所は北部でも目にする機会がある。新型コロナウイルス感染拡大の状況下では難しいが、人が多く集まる場所で、大和市の農産物を通じて人のコミュニケーションが生まれるようなまちづくりを展開していただきたい。今後を期待している。

(委員)

今回、資料２－１には、令和４年１月１３日に申出基準日を迎える生産緑地のうち、約５９．２％を特定生産緑地として指定すると記載されている。残る４割については営農を続けるという意思の確認がとれていないということであり、これからが正念場である。農業を続けていくことで食べていける仕組みを作ることとは重要である。後継者問題についても、参加型の農業を推進していく等、今後の取り組みに期待したい。直売所については、市としてすぐに取り組みめる手法である。既に６箇所あるということは高く評価できる。しかし、それでも４割の生産緑地について、継続の意思確認がとれない状況に対して、市としてどのように捉えられているのか伺いたい。

(事務局)

令和４年１月１３日に申出基準日を迎える生産緑地のうち、４割の生産緑地が今回の指定案には含まれていないが、実態として「営農を継続しない」と考えている所有者は数名である。その他、迷っている方や意思を示していない方がほとんどである。これから開始する２回目の指定手続きの中で、その方々の意向確認を行っていく考えである。

(委員)

承知した。先程も申し上げたが、市内で直売所を６箇所開設していることは素晴らしい。しかし、ゆとりの森のように土曜日・日曜日には大勢の人が来る場所もあり、直売所開設の可能性はまだ残っているのではないか。過去にゆとりの森で開催した際は、あまり盛況ではなかったようだが、工夫を重ね、またチャレンジしていただきたい。その他、市役所本庁舎前のだれでも広場のように、市の裁量が効く場所で、多くの人が集まる場所については、直売の展開を検討していただきたい。要望として述べさせていただいた。

(委員)

先程、委員からの発言にもあったが、令和４年１月１３日に申出基準日を迎える生産緑地のうち、今回は特定生産緑地に指定されない４割の生産緑地について、今後の指定の見込みはどの程度あるのか。市としての目標値があれば伺いたい。

(事務局)

市内の生産緑地の全体面積のうち、約４６．２％が今回の指定案になっており、残りは約５３．８％である。今回の指定案では、平成４年に告示された生産緑地地区を主として申出をいただいている。平成５年以降に告示された生産緑地地区については、申出基準日を迎えるまでにまだ時間があるため、判断をいただいている所有者もいる。また、資料２－１の手続きの流れにも記載させていただいているが、特定生産緑地制度説明会を３日間実施している。この説明会に出席されていない方もいるため、今年４月以降も周知を継続しながら、お一人おひとりの生産緑地所有者に制度を正しく理解していただけるように事務を進めていく考えである。中には、連絡が全くとれない方もいるが、お一人ずつ電話連絡等を通して、意向を確認していく。

(委員)

ご苦勞があることと推察するが、市としての努力を是非継続していただきたい。

ここで30年間続けてきた生産緑地が途切れた場合、再度生産緑地に指定することや農業を続けるモチベーションはなくなってしまうと考えられる。また、資料の数値について確認したい。資料2-1では、生産緑地地区全体の約71.2%が令和4年11月13日に申出基準日を迎えると示しており、その約59.2%を特定生産緑地に指定する案となっている。この値を乗じて、生産緑地全体の約46.2%という数値と一致しない。これは何が違うのか。

(会長)

ただいまのご意見と併せて確認させていただきたい。各割合については、箇所数と面積、どちらによる算出なのか。

(事務局)

割合については面積から算出している。今回の指定案となる生産緑地全体の約46.2%の中には、平成5年以降に告示された生産緑地も含まれているため、令和4年11月13日に申出基準日を迎える生産緑地のうちの約59.2%とは、異なる数値になる。

(委員)

理解した。次回以降も特定生産緑地について取り扱うことがあるかと思うが、表記方法について再検討していただきたい。

(会長)

来年度4月からは第2回の指定手続きが開始する。令和4年に申出基準日を迎える生産緑地に加えて、令和5年に申出基準日を迎える生産緑地についても、来年度の手続きで取り扱うと考えてよいか。

(事務局)

その通りである。市の方針としては、申出基準日を迎える2年前から事務を進める考えである。そのため、今回の指定案については令和4年に申出基準日を迎える生産緑地を主として、2年前となる令和2年度に事務を進めてきたものである。

(会長)

令和4年に申出基準日を迎える生産緑地は、令和3年度の手続きが最後の指定の機会になるのか。令和4年度に入ってからでは間に合わないのか。

(事務局)

令和4年に申出基準日を迎える生産緑地のうち、令和3年度の事務の中でどうしても判断できないという方がいた場合、令和4年度に指定手続きを行う考えである。ただし、原則は令和3年度に指定を行う。

(会長)

承知した。令和5年以降に申出基準日を迎える生産緑地は、数は少ないが存在するため、今後数年間は繰り返されていく事務になる。委員からのご意見のように、特定生産緑地として緑地を繋ぎとめることが重要である。都市計画としては手続きを主として行うことになるが、農政課や農業委員会と協力し、農地保全の取り組みを進めていただきたい。

もう1点意見を申し上げたい。大和市の子供達に大和市の食材を食べていただくことを通して、生産を活用した食育についても検討していただきたい。そして、食育から農業の将来にも繋がるように、教育委員会との連携を検討していただきたい。

(委員)

1点要望したい。市内の生産緑地には、トマトのハウス栽培を行っているもの

や自家用の野菜を作っているもの等、様々な種類がある。例えば資料2-3の指定図のうち、特定生産緑地の指定から外れている箇所番号19の生産緑地地区は、地図記号によると果樹園になっている。市内の貴重な緑地になる候補地だと思うが、このまま特定生産緑地に指定されない場合、宅地化されてしまう可能性がある。現状、生産緑地地区に対しては、固定資産税や相続税における税制の特例を設けることで、土地利用を制限している。特定生産緑地による行為制限及び税制特例の延長だけではなく、更に保存樹林の観点等からも「貴重な緑地ですよ」と存続に向けての働きかけをしていただき、助成額等が上乘せされれば、所有者も緑地のまま残した方が良いのでは、と考えるのではないか。場所によって様々なケースが考えられるが、ある程度面積がまとまっている箇所を優先的に存続させる等、市としての考えを持って所有者に働きかけ、その保全の必要性を説明していただきたい。

(委員)

2点申し上げたい。まず、都市農地貸借円滑化法の施行により、農地を貸借しやすくなった。前回の審議会でも申し上げたが、この特別法の影響力は大きく、生産緑地の利用方法の幅が飛躍的に拡大した。また、行政の視点では、生産緑地の告示から30年や40年が経過し、買取申出があったとしても、財政上の理由から購入は難しい。そして、国の視点では都市公園法が改正され、量的な確保ではなく、既存の公園をいかに活用するかという考えに変化している。生産緑地についても、行政のデジタル化に併せてICT等を活用し、農耕者と所有者をいかにマッチングさせるかという考えが重要ではないか。そのような民間団体を支援する等、地産地消と同様に、仕組みづくりに注力していただき、より多くの生産緑地が残るように検討していただきたい。

もう1点は要望として、特定生産緑地の指定事務においては、生産緑地の所有者全員とコンタクトをとり、全員の意向を確認し、そのエビデンスを残すべきだと感じる。そこに遺漏がないようお願いしたい。

(委員)

1点質問したい。委員から、生産緑地の利活用の幅が拡大したとお話があった。一方で、緑地を残していくという国の考え方がある。しっかり残していくのか利活用するのか、市としてはどのように考えているのか。前回の審議会では、市として生産緑地をここまで残していくという目標値は考えてないということであった。しかし、緑地が大事ということになれば、やはり市としてここまでの緑地を残すという考えや目標を設定し、何らかの手段を講じる想定はあるのか。

(委員)

私が申し上げた趣旨について、改めて説明させていただきたい。今までは生産緑地として認定されるには、所有者と耕作者が同一である必要があった。しかし、都市農地貸借円滑化法の施行により、所有者と耕作者が別であっても、生産緑地として認定されることになった。耕作をしたいが農地を持っていない方がいる一方で、生産緑地の所有者が耕作まではやりたくない場合、そこをマッチングすることで、生産緑地を存続できる。そのマッチングに注力すべきだという趣旨で発言させていただいた。市が買い上げて利活用するという趣旨の発言ではなかったが、例えば市が借り上げて市民農園として貸すことも一つの考えではある。いづれにしても、所有者と耕作者が別であっても、生産緑地として機能し得るという点について申し上げた。

(会長)

耕作を委託することや、農業法人が休耕地を借り上げて農業を行うことが、可能になった。また、生産緑地を買い上げる場合、都市計画としては、都市施設として買い上げることになる。これまでの実態としては、ほとんど買い上げは行ってこなかったが、市が農業公園として整備し、市民に農業を行っていただく等、手法は様々ある。このことについて、現状の市の見解を伺いたい。

(事務局)

生産緑地をどの程度残すのかという目標値は設定していない。この特定生産緑地制度ができたことで、可能な限り100%に近く生産緑地を特定生産緑地に指定し、保全していきたいと考えている。委員からご意見のあった都市農地貸借円滑化法の実績も1件あり、民間企業が生産緑地を借り受けて、市民農園を始めたという事例がある。今後も可能な限りマッチングを行う等して、生産緑地を存続していただければという考えである。都市施設として買うという手法だけでなく、借地公園等の手法も含めて、一時的であっても農地を公園として利用できるようなものがあれば、利用していきたい。

(委員)

理解した。議題1においての「共創によるまちづくり」の議論の中でも、まちづくりを自分事として捉えるという話があった。緑地の保全について、行政から所有者に説明する際も、まちづくりを自分事と捉えていただけるように、緑地を残すことが環境への貢献に繋がるという趣旨を伝えていただきたい。

(会長)

緑地の保全については、農地以外の保存樹林等も含むものであり、環境と農政と都市計画の部局同士が、市役所内で協力する必要がある。そのような体制づくりを市役所内で努力していただきたい。また、緑地の保全については、所有者との共創の姿勢無くして実現しない。「健康都市やまと都市計画マスタープラン」における「共創によるまちづくり」への理解が、今後の大和市のまちづくり、特に緑地の保全について、重要である。

また、農地の保全については特に農政の担当であり、先程は「大和市都市農業振興基本計画」をご紹介いただいた。大和市の農業をどのように守るのか、都市計画だけではなく、まず農政の方で検討していただく必要がある。委員のお話にもあったが、市内の農地がどの程度まで必要なのか、農政の「大和市都市農業振興基本計画」に位置づけがあるのではないかと。このことで事務局からなにかあれば伺いたい。

(事務局)

ただいま仰っていただいたとおり、「大和市都市農業振興基本計画」があり、これに則って農業振興・農地保全を推進していきたい。後継者不足もある中、数は少ないが新規就農の方もいる。人と土地をマッチングし、農業振興を図っていきたい。

(会長)

本日は特定生産緑地の指定についての意見聴取ということで、資料2-1に記載のとおり、市内に生産緑地全体の約46.2%が特定生産緑地に指定される案を提示されている。4月以降も第2回の指定手続きを開始し、以降は毎年継続されていく予定である。農政と都市計画とが協力し、今の生産緑地の大部分を特定生産緑地として残していけるようにという方向性で、大和市の農業をどのように維持していくのか、大和市の緑地をどのように残していくのか、多くの委員から貴重なご意見をいただいた。

それでは、本日報告されている特定生産緑地の指定案について、審議会としての意見を求められている。資料2-1の記載の内容で是非進めてくださいということで、賛同いただける方の挙手をお願いする。

(委員全員挙手)

(会長)

出席委員全員が賛成なので、本案件については、現状の方向で進めていただきたい。審議会の意見については、今後の参考としていただきたい。意見聴取とし

て提示された特定生産緑地の指定の案については、特に意見なしとさせていただきます。

以上で本日の議題を終了とする。「その他」として事務局から何かあるか。

～事務局の説明（次回の都市計画審議会の開催日程の報告）～

（会長）

了解した。これをもって本日の審議は終了とする。～以上～